

中央材料業務委託契約

一 般 競 争 入 札  
入 札 説 明 書

青 森 県 立 中 央 病 院

## 入札説明書

中央材料業務の委託に係る一般競争入札の公告（令和 年 月 日付け）に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 契約担当者

青森県立中央病院長

### 2 一般競争入札に付する事項

#### (1) 次に掲げる物品の契約

##### ア 契約の名称及び数量

中央材料業務

##### イ 業務の仕様その他の明細

別紙「中央材料業務仕様書」のとおり

仕様書等に質問がある場合は、令和8年6月10日（水）（必着）までに青森県立中央病院長に書面により提出すること。

#### (2) 委託期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

#### (3) 業務場所

青森県立中央病院（青森市東造道二丁目1番1号）

### 3 入札関係書類の提出場所及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒030-8553 青森県青森市東造道二丁目1番1号 青森県立中央病院3階

青森県立中央病院管理室調達課

TEL 017-726-8321

### 4 入札書の提出期限

令和8年6月30日（火） 午前10時

### 5 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 6 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 令和5年6月12日青森県告示第404号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和6年2月13日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和7年2月10日青森県告示第60号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、入札の日までに調査及び研究に係るものの委託の契約についてAの等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成12年1月21日付青管第912号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。
- (5) 令和6年度及び令和7年度において中央材料業務について履行した実績があることを証明した者であること。

## 7 入札者に求められる義務

- (1) 当該入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）に次に掲げる証明書等を添付し、令和8年6月17日（水）（必着）までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、当該証明書等には、様式ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名しなければならない。

- ア 競争入札参加資格審査結果通知書の写し……1部
- イ 契約実績証明書（第2号様式）……1部
- ウ 人員配置計画書（任意様式）……1部

### (2) その他

- ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。
- イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。
- ウ (1)に定める資格等を認められなかった者は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
- エ 提出した申請書等の差し替えは、原則として認めない。
- オ 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- カ 申請書等は、提出者に無断で他の用途に使用しない。
- キ 提出された申請書等は、返却しない。

## 8 入札価格等

- (1) 入札書の記載要領

ア 落札決定に当たっては、入札書（第 5 号様式）に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する額を入札書及び積算内訳書に記載すること。

イ 入札書（第 5 号様式）には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る役務の名称）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、併せて、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名及び押印しなければならない。

## 9 入札書の提出方法等

- (1) 直接に入札書を提出する場合は、封筒に入札書及び積算内訳書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る特定役務の名称）、入札書提出期限の日時並びに入札者の氏名（法人の場合には、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を表記するものとする。
- (2) 郵便により入札書を提出する場合は、二重封筒により書留郵便とし、中封筒には入札書及び積算内訳書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る特定役務の名称）、入札書提出期限及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を表記し、表封筒には「令和 8 年 6 月 30 日開札・中央材料業務委託契約 一式入札書在中」と朱書きの上、青森県立中央病院長あてに「親展」により当該入札書の提出期限までに到達しなければならない。
- (3) 電話、電報、ファックス、電子メールによる入札は、認めないものとする。
- (4) 入札につき代理人がこれを行う場合は、委任状（第 6 号様式）を入札書提出期限までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。

## 10 開札の日時及び場所

- (1) 日時  
令和 8 年 6 月 30 日（火） 午前 10 時
- (2) 場所  
青森市東造道二丁目 1 番 1 号  
青森県立中央病院 3 階 第一会議室

## 11 入札の辞退

- (1) 一般競争入札参加者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
- (2) 前項の規定により入札を辞退しようとするときは、入札辞退届（第 7 号様式）を提出しなければならない。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の競争入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 12 開札の立ち会い等

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。  
ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員（以下「立会い職員」という。）を立ち合わせて行う。
- (2) 開札場には、入札者又はその代理人、契約担当者等並びに立会い職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、契約担当者等の求めに応じ、身分証明書等を提示しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。  
また、契約担当者等が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

## 13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第132条、第133条及び第159条の規定による。

## 14 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公平な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金を納付しない者又は入札保証金の納付金額が不足である者のした入札
- (6) その他入札条件に違反した入札

## 15 落札者の決定方法

- (1) 前記7（1）ウの作業計画書に係る入札書のみを落札対象とし、青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。  
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、立会い職員にくじを引かせるものとする。

## 16 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。  
ただし、この場合においてすべての入札者又はその代理人がいなるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定めて、再度の入札を行う。
- (2) 再度入札は、1回を限度として行う。ただし、無効の入札を行った者は再度の入札に参加する

ことはできない。

- (3) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときは、随意契約により契約を締結する。

#### 17 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第141条第2項、第150条の10の規定により行う。

#### 18 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内とする。

#### 19 検査

検査は、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

#### 20 契約代金の支払方法

契約代金は、契約書及び仕様書に定めるところにより支払うものとする。

#### 21 その他

- (1) この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記の「入札者心得書」記載のとおりとする。

ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。

- (2) 証明書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。